平成２９年（フ）第１１１号
新潟市西区五十嵐三の町南８番12号
破産者　特定非営利活動法人みらい
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７７号
山梨県甲府市緑が丘２丁目10番１号
破産者　朝日建設株式会社
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
愛知県江南市般若町南山343番地
破産者　株式会社サンプラス
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３２３号
東京都千代田区二番町11番地９
破産者　ソルコン株式会社
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第５８８号
栃木県宇都宮市下岡本町2508番地43
破産者　有限会社常勧包装
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８６号
愛知県犬山市大字犬山字赤鍋４番地の１
破産者　株式会社イチハシ
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２１１号
最後の住所　秋田市大町２丁目５番１号　きららアーバンパレス
破産者　亡橋本博已相続財産
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４号
福島県いわき市平南白土２丁目11番地の18
破産者　株式会社エーアンドシー
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第９７号
横浜市青葉区鴨志田町207番地４
破産者　有限会社ユー・テクノ
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３号
静岡県裾野市桃園174番地の１　コーポ大石101、前住所静岡県裾野市千福が丘２丁目８番19
破産者　亡中島功相続財産
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４９１号
仙台市青葉区高松１丁目16番23号　第２阿部幸アパート222
破産者　柏倉　悠太
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字出町７番地３
ショコラ　ド　ベルⅡ　103号
破産者　小和田茂浩
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１号
宮城県栗原市築館伊豆２丁目７番25－４号　Ｂ棟、従前の住所宮城県栗原市築館字萩沢東86番地３
破産者　長尾　　准
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
群馬県桐生市梅田町４丁目701番地
破産者　森下　剛志
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１７８号
山梨県笛吹市石和町上平井679番地３、開始決定時の住所山梨県甲府市緑が丘２丁目10番１号
破産者　竹内　　洋
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町４丁目269番地（Ｂ－２）、開始決定時の住所愛知県犬山市大字犬山字薬師19番地　角屋アパート203
破産者　河村賢建築設計事務所こと　河村　賢
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２８７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字緑190番地
破産者　市橋　好唯
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６９号
愛知県江南市勝佐町西郷134番地　フレシール202号
破産者　鈴木　健一
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部